

牛肉等食品の安全性確保に関する意見書

食品の安全性確保については、国民の健康な生活の基礎をなす重要なものであるが、ＢＳＥ（牛海綿状脳症）の発生など、食の安全に対する国民の不安が広がっている。

国においては、食品の安全・安心に向けリスク管理・表示の適正化を徹底するとともに、消費者等とのリスクコミュニケーションを推進することとしているが、消費者の信頼を回復するためには、より一層の取り組みが求められている。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

- １．牛の全頭検査を継続するとともに、輸入牛肉についても日本と同水準の全頭検査や特定部位の除去等の実施をすること。
- ２．ＢＳＥ発生国との連携をさらに強化し、牛肉に関する管理体制及び、地方公共団体が実施するＢＳＥ対策への財政措置の充実強化を図ること。
- ３．牛肉等食品の安全確保を図り、消費者の信頼回復に努めること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成１６年１０月５日

岐阜県郡上市議会

内閣総理大臣
農林水産大臣 様
厚生労働大臣